后川果公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号

外

(第 23 号)

国 次

規 則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

(行政経営課)

石川県組織規則の一部を改正する規則 (同) 2 石川県財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課) 10

規則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

は、第二十六条第五頃の規定による家畜が疫員に対する同条第四頃の設備の設置命令

に次のように加える。
別表第二家畜保健衛生所長の項第1号中江を設とし、いを迎とし、9を吐とし、8を迎とし、7を9とし、9の前

8 第十三条の二第一項の規定による農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出の受理

次のように加える。別表第二家畜保健衛生所長の頂第1号6中「家畜伝染病発生」を「患畜等」に改め、同号中6を7とし、7の前に

告の受理。 第十二条の四第一項の規定による飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の報

別表第二林業試験場長の項中「林業試験場長」を「農林総合研究センター所長」に改める。

温温

ら施行する。この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二保健所長の項の改正規定は、同年六月一日か

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 🕂 出

石川県規則第十三号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「第一項の表の下欄及び第三項の表の下欄に掲げるもののほか、次」を「次」に改め、同項の表企 画課の頃中「都心地区整備構想推進室、資源・土地対策室」を「エネルギー対策室」に改め、同表地域振興課の頃の 次に次のように加える。

{{H	换	供	阃	點	小松空港活性化推進室
巜	浬	政	胀	諜	新幹線用地対策室
料	行在	朱 線	技能	無	並行在来線第三セクター設立準備室

第三条第六頃の表労働企画課の頃の次に次のように加える。

観光推進課が新幹線開業PR推進室

第六条第一項の表地方課の項第一号中「公共団体」の下に「の行政」を加え、同項第二号中「及びその名称」を削 り、同項第十四号中「協議及び許可」を「協議等」に改める。

第六条の二第一項の表企画課の項第十二号中「資源エネルギー施策の企画及び調整」を「再生可能エネルギー対策 の総合調整」に改め、同項第十三号中「新エネルギーの普及及び啓発」を「再生可能エネルギーの導入促進」に改め、 同表空港企画課の頃中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加 える。

る 小松空港の活性化の推進に関すること。

第六条の二第三項の表第三号中「用地」の下に「の買収」を加え、同表中第十三号を第十四号とし、第六号から第 十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

単行在来線第三セクター会社の設立に関すること。

第六条の二第四項の表都心地区整備構想推進室の項を削り、同表資源・土地対策室の頃を次のように改める。

一工 ネル ギー 対 策 室一第一項の表企画課の頂第十二号及び第十三号に掲げる事務

第六条の二第四項の表に次のように加える。

| 小松空港活性化推進室 | 第一頃の表空港企画課の頃第二号に掲げる事務

第七条第一項の表障害保健福祉課の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号 の次に次の一号を加える。

9 障害者虐待に関すること。

第七条第二項の表中第二十一号を第二十二号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次

の一号を加える。

2 児童虐待に関すること。

第七条の二の表企画調整室の頂第一号中「、計画」を削り、同表環境政策課の頂中第十六号を第十七号とし、第五 号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「自然保護課」を「自然環境課」に改め、同項中同号を第五 号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

っ 環境総合計画に関すること。

第七条の二の表水環境創造課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、 第十号の次に次の一号を加える。

二 工業用水に関すること。

第八条第一項の表経営支援課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号 を加える。

2 物産の振興に関すること。

「コンベンション」を「コンベンション等」に改め、同項に次の一号を加える。五号中「体験型観光施策(グリーン・ツーリズムを含む。)」を「ニューツーリズム振興施策」に改め、同項第六号中企画調整」に改め、同項中同号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表観光推進課の項第第八条第二項の表交流政策課の項第三号を削り、同項第四号中「産業観光事業」を「ニューツーリズム振興施策の

3 北陸新幹線の開業に向けた誘客促進に関すること。

第八条に次の一頃を加える。

4 観光交流局の課内室の分掌事務は、次のとおりとする。

課內室名	公	争带	卌	発	
新幹線開業PR推進室					

繰り上げ、第十九号の前に次の一号を加える。ンター」に改め、同表経営対策課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ第九条第一項の表生産流通課の項第十六号中「農業総合研究センター及び畜産総合センター」を「農林総合研究セ

∞ 経営構造対策事業に関すること。

課の項第二十四号を削る。第九条第一項の表農業基盤課の項第十一号中「経営構造対策事業」を「基盤整備促進事業」に改め、同表森林管理

げ、第十六号の次に次の一号を加える。第十条第一項の表建築住宅課の項中第二十七号を第二十八号とし、第十七号から第二十六号までを一号ずつ繰り下

こ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録等に関すること。

る。を加え、「及び原子力安全対策担当課長は」を「、原子力安全対策担当課長及び新幹線開業PR推進課長は」に改め第十三条第四項中「原子力安全対策担当課長を」の下に「、新幹線開業PR推進室に新幹線開業PR推進課長を」

第十五条第一号の表総務企画部の部を次のように改める。

				岻		務		碗	ら その他他の部及び課の所掌に属しない事項に関す
									2 行政書士に関すること。び情報の収集に関すること。- び情報の収集に関すること。- 所管区域内の市町及び各出先機関との連絡調整及
									関すること。 3 市町その他公共団体の行政及び税財政の助言等に
									4 市町合併に関すること。
									ら 住民基本台帳に関すること。
									ら 市町の境界変更等に関すること。
									7 自衛官の募集に関すること。
									∞ 各種選挙に関すること。
4 画	熊	== /	IIK						能容空港を核とした地域の拠点づくり及び利活用
\d \m	#	岀、	गा⊞						策の支援に関すること。
									♡ 統計調査事務に関すること。
									二 行政相談に関すること。
				섬	阃	岷	副	灰	2 公職に関すること。
					1=1	++-	ш/	-	55 旅券に関すること。

 一、 名の私心な状図及が完成を開始して飲みの名称で配を				
「				は 消防に関すること。
「				5 災害救助に関すること。
元、				
元 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
れ。				
た。				
た。				
た。				
に 解析 できます できます できます できます できます かい は 発生 できます できます できます できます できます できます できます できます				
た。) 「別報告報告報告」 「別報用報告報告」 「別報用報告報告」 「別報用報告 「				8
70。				2 工場立地の適正化に関すること。
い。				2 中小企業の制度金融に係る認定事務に関すること。
7。	33 ND / III=I M			災 労働に関する事務の連絡に関すること。
 一、				3 観光に関する事務の連絡に関すること。
 一、				53 旅行業に関すること。
た。)。 1 解発性態、 解発薬師及び細胞性腫瘍 (国際電線合産等等 (国際電線合事務 (国際電線合事務 (国際電線合事務 (国际) と (国際) と (国际) に (国际) と (国际) に (国を) に (国际) に (国を)				
た。)。 「知義相談、維発罪國及び網絡評審項目に関すること。)。 「知義相談、維発罪國及び網絡計畫項目的方面,與關係 國際意識合事務所 國際意識 自動車級 所以 国际 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是				, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
た。。				
た。				,
2.				
、				
、				, ·
た。)。 部				の還付金及びその還付加算金に関すること。
た。)。 2. 納稅程談、納稅契励及び納稅貯蓄組合に関すること。 3. 納稅程談、納稅契配及び納稅貯蓄組合に関することは完職事務所以。中能登総合實稅金。以 4. 無稅の徵収金の徵収品問問すること (中能登総合事務 4. 則之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之之				3 2に規定する各税の徴収金の賦課(延滞金の減免
た。 22				を除く。) に関すること。
た。 、				4 2に規定する各税の犯則取締りに関すること。
た。)。 21 納稅相談、納稅奨國及び納稅貯蓄組合に関すること。 22 納稅理政及中能營総合事務所稅務務課の分掌事務を除除き、與能營総合事務所にあつては金沢県稅事務所以各分等事務を除除さ、與稅盈徵以金の徵以に関すること(中能登総合事務、具之、持別稅及以固定資産稅を除く票稅並以已之,與免に関すること。但人の県民稅、地方消費稅、自動車稅、県之門関すること。與稅、與人等、政、官民政会以地方消費稅を除乏、地方、實稅、以、持別稅を包包。 「日本いて同じ。) の延滞金の、以、是稅、(中能登総合事務、(中能)等公司等額。 22 解決、其之所関すること。 以與其稅、稅、(中能)等公司等額。其稅、稅、(中能)等公司等額。其稅、稅、(中能)以以,以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、、、、以、、、、、、、、、、				5 2に規定する各税に関する収入計算書の作成に関
と。				₩011-70°
と。				(奥能登総合事務所の所管区域に関する以上の事務は、
と。				
た。)		祝 務 課		
た。) 記載を開放び中能登総合事務所にあつては金沢県和事務を除く。)。 記載の徴収金の徴収に関することは金別の計事務を除く。。 記載の徴収金の徴収に関すること(中能登総合事務をした。 日 県税の徴収金の徴収に関すること(中能登総合事務をは入け固定資産税を除く県税並びに関すること(自人の県民税、地方消費税、自動車税、県たばこ税及び固定資産税を除く県税並びに減免に関すること。 「自人の県民税、地方消費税、自動車取得税、自動車税、開発を合い、一部、(自人の県民税及び地方消費税を除き、地方法金のの、)(の、果税(自人の県民税及び地方消費税を除き、地方は、其人特別税を含む。11において同じ。)の延滞金の高量車税の賦課の取消しに関すること。 解体、減失、用途廃止又は所を不明の自動車の自動車の自体をは、減失、用途廃止又は所で不明の自動車の自動車をのは、		(中能절総合事務	課 税 係	,
と。)。 総務相談、納稅奨励及び納稅貯蓄組合に関すること。)。 総務課及び中能登総合事務所にあつては金沢県税事務所除き、與能登総合事務所にあっては金沢県税事務所総務課の分掌事務を除済方式人特別税の徴収金の徴収に関すること 中報では、場方はこ税及び固定資産税を除く県税並びに関すること。 個人の県民税、地方消費稅、自動車取得稅、自動車稅の賦課の取消しに関すること。)の延滞金の 具規 (関係登総合事 親 職 (関係登総合事 以 具 無 (個人の県民稅及が地方消費稅を除き、地方		所に限る。)	(中能절総合事務	
2. 納稅相談、納稅奨励及び納稅貯蓄組合に関するころ。 3. 納稅理政公中能登総合事務所起為合事務所之之。 3. 務務課及び中能登総合事務所にあつては金沢県稅事務所除等課の分掌事務を除害、與所にあつては金沢県稅事務所以禁事務をといる。 1. 県稅の徴収金の徴収に関すること (中能登総合事稅、県たばこ稅及び固定資産稅を除く県稅並びに関すること。 1. 個人の県民稅、地方消費稅、自動車取得稅、自動減免に関すること。 1. 原稅(國、財政之間之間、以 1. 原稅(國、財政之間、以 1. 原稅(國、以 1. 原之以同已。) 6 延滞金の 1. 見得(個人の県民稅及び地方消費稅を除き、地方統。 規入特別稅及以地方消費稅を除き、地方			严に既る。)	
と。2 納稅相談、納稅奨励及び納稅貯蓄組合に関すること。2 納稅理談公中能登総合事務所稅券課の分掌事務を除係者、與能登総合事務所にあつては金沢県稅事務所除害、與所にあっては金沢県稅事務所以,與稅の徵収金の徵収金の徵収金の督促状の発付に関すること。1 個人の県民稅、地方消費稅、自動車取得稅、自動減免に関すること。(與能登総合事務、實 管 管 買 慷 係 這及に関すること。(與能登総合事務、與之間定為及以固定資産稅、自動減免に関すること。)の延滞金の以及,以及以及以及、以及以及以及、以及以及以及、以及以及以及、以及以及、以及、以及、以		統 税 課		
と。			納稅管理係	
と。		(法人特別税を含む。 江において同じ。) の延滞金の
と。)。				減免に関すること。
と。				□ 個人の県民税、地方消費税、自動車取得税、自動
と。				車税、県たばこ税及び固定資産税を除く県税並びに
と。				地方法人特別税の徴収金の督促状の発付に関するこ
と。 納税相談、納税奨励及び納税貯蓄組合に関するこく。)。 終務課及び中能登総合事務所税務課の分掌事務を除除き、奥能登総合事務所记あつては金沢県税事務所務務所にあつては金沢県税事務を				7/0°
と。 納税相談、納税奨励及び納税貯蓄組合に関するこく。)。 終務課及び中能登総合事務所税務課の分掌事務を除除き、奥能登総合事務所记あつては金沢県税事務所務務所にあつては金沢県税事務を				二 異税の徴収金の徴収に関すること(中能登総合事
と。				,
と。 納税相談、納税奨励及び納税貯蓄組合に関するこ く。)。 総務課及び中能登総合事務所税務課の分掌事務を除				
と。				
と。				
\mathcal{U}_{\circ}				
51 他の地方公共団体が賦課した徴収金の徴収に関す				
				い 他の地方公共団体が賦課した徴収金の徴収に関す

るIJ-7J。

第十五条第二号の表総務課の頃から自動車税納税課(金沢県税事務所に限る。)の頃までを次のように改める。

		- 所内の事務の総合調整に関すること。
		2
		3 個人の県民税に関すること(小松県税事務所の所管区域に一、 は幸宣付は間である。
		関するものを含む。)。
		4 法人の県民税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人 間でるものできな。
		の事業税、軽油引取税(特別徴収に係るものに限る。)、鉱区1、ジノの場目を、系づ書、両当書、材立等請添所得書、ジノ
		発及び狩猟税並びに地方法人特別税の徴収金 (県税 (地方法
		「また」では、「minumative Visition Application
		申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。以下この表に
然 		おいて同じ。) の還付金及びその還付加算金に関すること
(金沢県税事務所に	简 理 係	(小松県税事務所、中能登総合事務所及び奥能登総合事務所
既る。)		の所管区域に関するものを含む。)。
,		「5、個人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税及び軽油引」
		取税(特別徴収に係るものを除く。)の徴収金の遺付金及び
		その還付加算金に関すること(小松県税事務所の所管区域に
		関するものを含む。)。
		○ 4及びらに規定する税目に関する収入計算書の作成に関す
		ること (4及びらに規定する所管区域に関するものを含む。)。
		7 個人の県民税、地方消費税、自動車取得税、自動車税、県
		たばこ税及び固定資産税を除く県税並びに地方法人特別税の
		徴収金の督促状の発付に関すること。
		∞ その他他の課の所掌に属しない事項に関すること。
		- 県税全般の相談に関すること。
		2 法人の県民税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人
		の事業税、軽油引取税(特別徴収に係るものに限る。)、鉱区
		税及び狩猟税並びに地方法人特別税の徴収金の賦課(延滞金
		の減免を除く。)に関すること(小松県税事務所、中能登総
課 税 課	課税第一係	合事務所及び奥能登総合事務所の所管区域に関するものを含
(金沢県税事務所に	課税第二係	₽ °)°
熙%。)	課税第三係	る個人の事業税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税(特別徴収
		に係るものを除く。) の徴収金の賦課 (延滞金の減免を除く。)
		に関すること (小松県税事務所の所管区域に関するものを含
		್ ;°
		4 2及び3に規定する各税の犯則取締りに関すること(2及
		び3に規定する所管区域に関するものを含む。)。
		- 不動産取得税の徴収金の賦課(延滞金の減免を除く。)に
不動產取得稅課		関すること(小松県税事務所の所管区域に関するものを含
(金沢県税事務所に	不動産取得税第一係	చా°)°
嚴%。)	不動産取得税第二係	2 不動産取得税の犯則取締りに関すること(小松県税事務所)
		の所管区域に関するものを含む。)。
		- 所内の事務の総合調整に関すること。
		2 所管区域内各出先機関との連絡に関すること。
		の 位報宣伝に関すること。
		4 県税全般の相談に関すること。
	I	

松 联	路 张 黑 二 係	係く。)。 (金沢県税事務所にあつては、自動車税納税課の分掌事務を会り)。他の地方公共団体が賦課した徴収金の徴収に関すること。5 納税相談、納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。では、総務課及び自動車税納税課の分掌事務を除く。)。8 県税の徴収金の徴収に関すること(金沢県税事務所にあっては、自動車税納税課の分掌事務を除く。)。 (金沢県税事務所にあっては、自動車税納税課の分掌事務をは、4の県民税及び地方消費税を除き、地方法人特別は無の取消しに関すること。(以上の事務は、小松県税事務所に限る。) (以上の事務は、小松県税事務所に限る。) 協保金の督促状の発付に関すること。
限る。) (金沢県税事務所に自動車税納税課	自動車稅納稅第二係自動車稅納稅第一係	徴収金の徴収に関すること。 4 他の地方公共団体が賦課した自動車取得税及び自動車税の 3 自動車取得税及び自動車税の延滞金の減免に関すること。 職課の取消しに関すること。 1 解体、減失、用途廃止又は所在不明の自動車の自動車税の 同 自動車取得税及び自動車税の徴収金の徴収に関すること。

第十五条第三号の表中「福祉相談部は、金沢市本多町三丁目」を「福祉相談部(地域支援課を除く。)は金沢市本 多町三丁目、福祉相談部(地域支援課に限る。) は河北郡津幡町」に改める。

第十五条第七号の表土地改良部の部整備課の頂2中「石川農林総合事務所及び県央農林総合事務所に限る」を「中 能登農林総合事務所及び奥能登農林総合事務所を除く」に改め、同部環境課(石川農林総合事務所及び県央農林総合 事務所を除く。)の項中「石川農林総合事務所及び県央農林総合事務所を除く」を「中能営農林総合事務所及び奥能 登農林総合事務所に限る」に改め、同表備考2の表地域農業振興課の項中8から以までを削り、以を8とし、吐を削

第十五条第八号を次のように改める。

八 農林総合研究センター

機関の名称	拉	뻬	严管区域			ح	郶	型	鶲		分掌事務
				徊	蓝	郶	%% 2007		務	監	関すること。 2 樹木公園及び展示館の管理運営にと。 1 所内の事務の連絡調整に関するこ
									調	阿	関すること。 ら 農業情報の収集、処理及び提供に関すること。 4 農業技術の研修の企画及び実施にること。 3 農業関係機関との連絡調整に関すること。 2 農業関係機関との連絡調整に関すること。 こ 農業関係試験研究の企画調整及びること。

半成 24 年 3	月 30 日 (金曜日	1)	<u> </u>	川	公 報	号 外 7
				中 民 品	50	6 有害動植物の発生、被害状況等の付けに関すること。付けに関すること。 並びに防除用具の保管、修理及び貸に関すること。 5 防除に必要な薬剤の保管及び譲渡は対うの防管はないは 体が行う防除に対する指導及び協力なこと。 6 病害虫防除についての企画に関すること。 7 有害動植物の発生予察事業に関すること。 1 植物の検疫に関すること。
			大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	恒 糧 栽	品	に関すること。 8 野菜、花き及び果樹の栽培の研究 1 研究に関すること。 5 農業技術の体系化及び農業経営の 5 別に関すること。 5 別に関すること。 5 次田の畑地転換利用技術の確立研 6 研究に関すること。 6 研究に関すること。 7 水稲、麦、大豆その他類類の栽培 7 、 農産物の増殖法の研究に関すること。 2 主要無作物種子法に基づく事業に 11と。 11と。 11には、12には、12には、12には、12には、12には、12には、12には、
サンター 第一年 記事 中国 単純 本田 三里 乗林	縣 町 郡 縣 町 余場、京場場、京場場、河北海岸は南山村林 連 は かままま かまま まま かんし ぎょう おお まま	⊪⊬ ℃		河 浜 口	十	 ○ 広域的な又は重要な農業振興プロを すること。 8 農産物の品質及び成分の研究に関係の研究に関すること。 ○ 農産物及び農産加工品の流通及び 協議保全型農業の研究に関すること。 4 農薬、肥料、土壌等の科学的調査 まること。 5 未利用有機物の資源化の研究に関 はいまない。 7 昆虫及び飲生物の利用並びに病害 研究に関すること。
	七川何臣)					務所の分掌事務を除く。)。 ジェクトに関すること(農林総合事

8	平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日	<u> </u>	ל ווע	最 2	¥ -1	权	号 外
			日代	目公女凝	<i>እ</i> ረቲ	\ -	を記した。 を記して、 の 農業関係機関等との連絡調整に関すること。 と 着及指導員及び農協営農指導員の を 選及に関すること。 第 集然合事務所の普及指導活動の 第 課本総合事務所の普及指導活動の 間 国研究に関すること。 4 農業技術の普及指導活動に図すること。 こと。 での他の知的財産を活用に関する こと。 での他の知的財産を活用に関する こと。 での他の知的財産を活用に関する こと。 での他の知的財産を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
		調整調		開開	来	地	8 (本のこと) であるにより できること。 できること。 できること。 できること。 いい なる を しょう できる
				源		路	 ★業関係試験研究の企画調整及びた。 ス 木材試験機器等の関放に関すること。 ス 木材の加工及び利用技術についてにいての試験研究に関すること。 1 きのこ、特用林産物及び生物工学のいての試験研究に関すること。 ス 材木の優良品種の選抜及び増殖にこと。 ことを試験研究に関すること。 1 をは、株本の優良品種の選抜及び増殖にこれを試験研究に関する
							広報に関すること。 本等身体管体等の立直計圏方と

二 廢害者支	接施設及び障害	:児人所施	豆			
機関の名称	句 III	玉	絽	買	鏡	分
石川県精育園		低	t t	光	監	しない事項に関すること。 園内の事務の連絡調整及び他の課の所掌に属
		自立支	翔 課		宋二僚 宋一僚	導及び訓練を行うこと。ともに、その自立更生に必要な生活に関する指知的障害者を入所させて、これを保護すると
	■ 大学田	第一生活一	課 選	生活等生活	宋二僚 宋一僚	び訓練を行うこと。ともに、その更生に必要な生活に関する指導及知的障害者を入所させて、これを保護すると
		第二	難凝		宋二僚 宋一僚	び訓練を行うこと。ともに、その更生に必要な生活に関する指導及知的障害者を入所させて、これを保護すると
		供	1	炎	丰	しない事項に関すること。 園内の事務の連絡調整及び他の課の所掌に属
叫叫 學 克	加拿作高尾町	第 一	難及数	生活	张 廃 张 廃	導及び訓練を行うこと。とともに、その更生に必要な生活に関する指2 知的障害者を入所させて、これを保護する与えること。するとともに、独立自活に必要な知識技能をするとともに、独立自活に必要な知識技能を
		第 计 川 第 一 川 明	點	生活	来	び訓練を行うこと。ともに、その更生に必要な生活に関する指導及知的障害者を入所させて、これを保護すると

同条第十二号中「十二 試験場」を「十二 工業試験場」に改め、同号の表石川県畜産総合センターの項及び石川県

所に限る。) の頃中「石川土木総合事務所」を「県央土木総合事務所」に改め、同表建築課の頃中「建築課」を「建 築課(石川土木総合事務所を除く。)」に改め、同項&及び江中「、石川土木総合事務所にあつては白山市の区域を」

河川砂防係 一	河川砂防係外環状道路建設係道路建設係	- に改め、同表外環状道路建設課	(石川土木総合事務
---------	--------------------	------------------	-----------

- 農林総合研究センターの所掌する事務を分担させるため、かほく市内日角に砂丘地農業研究センターを、鳳

2 林業関係機関との連絡調整に関す 情報普及室ること。 る 林業技術の研修の企画及び実施に 関すること。 4 林業技術の普及指導に関すること。

珠郡能登町に能登畜産センターを、白山市河内町吉岡に石川ウッドセンターを置く。

第十五条第十号の表建設課(石川土木総合事務所に限る。)の項中

2 中央普及支援センターを、農業改良助長法第十二条第一項に規定する普及指導センターとする。

確差

林業試験場の頃を削り、同表備考を次のように改める。

備考 工業試験場の所掌する事務を分担させるため、金沢市に石川トライアルセンター、石川県新分野創造開発支 援センター及びいしかわ次世代産業創造支援センターを置く。

第十七条第十五号の表石川県水産総合センターの項中「生産部能登島事業所は七尾市能登島由町、志賀事業所は羽 咋郡志賀町、美川事業所」を「生産部志賀事業所は羽咋郡志賀町、生産部美川事業所」に、

志賀事業所 美川事業所

志賀事業所 に改める。 美川軍業所

第十九条第一頃中「農業総合研究センター、 畜産総合センター」 を「農林総合研究センター」 に改め、同条第三頃 中「(土木総合事務所に限る。) に担当参事、企画調整担当次長及び工事管理担当次長」を「に担当参事(土木総合事 務所に限る。)、 企画調整担当次長(農林総合研究センター 及び土木総合事務所に限る。) 及び工事管理担当次長(土 大総合事務所に限る。)」に改め、同条第四項中「砂丘地農業試験場、能登分場」を「砂丘地農業研究センター」に、 「、能営畜産センター、石川ウッドセンター及び」を「、砂丘地農業研究センター、能営畜産センター、石川ウッド センター及び」に改め、同条第五項中「、畜産総合センター」を削り、同条第六項中「副部長」の下に「、農林総合 研究センターの農業試験場、畜産試験場及び林業試験場にあつては副場長」を加え、同条第十四項中「農業総合研究 センター、第十七条第十二号に掲げる試験場」を「農林総合研究センター、工業試験場」に改め、同条第十五項の表 農業総合研究センター の頂中「農業総合研究センター」 を「農林総合研究センター」 に改め、同表畜産総合センター の頂を削り、同条第十六頃の表県立大学の頃を削る。

別表第一第一号の表石川県感染症審査協議会の項中「石川県感染症審査協議会」を「石川県感染症診査協議会」に 改め、同表金沢西部第二土地区画整理審議会の頃を削り、同表第二号の表石川県障害者介護給付費等不服審査会の頃 中「障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)の下に「及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)」 を加える。

温温

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 Н 銏 ₩

石川県規則第十四号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第四項中「県奥能登総合事務所総務企画部税務課」を「県奥能登総合事務所総務企画部納税課」に、 「県奥能登総合事務所総務企画部税務課長」を「県奥能登総合事務所総務企画部納税課長」に改める。

第三条の三第四頃中「県奥能登総合事務所総務企画部税務課」を「県奥能登総合事務所総務企画部納税課」に改め

第三条の五第一項第八号中「県総合事務所総務企画部税務課」を「県中能登総合事務所総務企画部税務課及び県奥 能登総合事務所総務企画部納税課」に改める。

第三条の六第四項中「県奥能登総合事務所総務企画部税務課」を「県奥能登総合事務所総務企画部納税罪」に改め、 同条第六項中「農業総合研究センター」を「農林総合研究センター」に、「砂丘地農業試験場及び能登分場に」を 「農業試験場、畜産試験場及び林業試験場(別に指定された駐在地に限るものとし、以下これらを「農業試験場等」 という。)、砂丘地農業研究センター並びに能室畜産センターに」に、「砂丘地農業試験場及び能室分場の」を「農業 試験場等、砂丘地農業研究センター及び能登畜産センターの」に改める。

第三十三条第一項中「砂丘地農業試験場及び能登分場」を「農業試験場等、砂丘地農業研究センター及び能営畜産 カンター」 「以める。

第四十五条の二中「第百五十六条第一項第三号」を「第百五十六条第一項第二号」に改める。

第九十二条第一項中「隔地払未受領金請求書」を「未受領金請求書」に改める。

第百四十九条、第百五十一条第一項及び第百五十二条第一項中「砂丘地農業試験場及び能登分場」を「農業試験場

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)	石	川県	公報		号	外 11
第百七十条中「保証金領収証等、砂丘地農業研究センター及び						
別表第二中 県総合事務所	《 《 祭 明	紫짜 1	8 歐黎何冊	然 近	企画振興課長	1 17,
畜産総合センター (生)	が課長 画管理課長 を 務課長	め 軽揉線ぐ	『存然センター	黎 怒點��	」 「以める。	
別表第四歳出の表報償費の部	報償費の頃中 「	500万円未満	のもの	円未満のも	金以外の500万の及び税関係報	₩
Γ	1			順並 C5007	THKTWEW	J
500万円未満のもの (税関係報償金を除く。)	500万円未満の 関係報償金でも のもの		. に改め、同	表役務費の部	手数料の頃中「池	台療費 (健
康保険法」や「治療費及び犯罪にこれらに伴う診断書作成費用」	を加え、「好く	〕ゆ「並びに	」に改める。			
理者様」ピー「たちち」	「フリガナ 氏 名	即 <u>「」</u> 、		行 支店	普通・当座 サール 単元 サール	
「振込先 銀行 支店 金庫 組合	普通・当座 口座番号 ヮ ヮ ヵ ヵ 口座名義人」	に改める。				

温湿

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(1箇月2,350円送料とも)